

第2章 株主名簿への記載又は記録

第4条 (株主名簿への記載又は記録)

- ① 本会社は、機構から受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載又は記録を行う。
- ② 本会社は、株主名簿に記載又は記録される者(以下株主等という)の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載又は記録を変更する。
- ③ 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載又は記録を行う。
- ④ 本会社の株主名簿は、機構が指定する文字及び記号により記載又は記録するものとする。

第3章 諸 届

第5条 (株主等の住所及び氏名又は名称の届出)

- ① 株主等は、住所及び氏名又は名称を本会社に届け出なければならない。
- ② 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第6条 (外国居住株主等の届出)

- ① 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか又は通知を受ける場所を定めて、これを届け出なければならない。
- ② 前項の常任代理人は、前条第1項の株主等に含むものとする。
- ③ 第1項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第7条 (法人の代表者)

- ① 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名及び氏名を届け出なければならない。
- ② 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第8条 (共有株式の代表者)

- ① 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、その住所及び氏名又は名称を届け出なければならない。
- ② 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第9条（法定代理人）

- ① 親権者又は後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所及び氏名又は名称を届け出なければならない。
- ② 前項の届出、変更又は解除は、証券会社等及び機構を經由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第10条（その他の届出）

- ① 第5条から前条までに規定する届出のほか、本会社に届出をする場合には、本会社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等及び機構、又は証券会社等を經由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。
- ② 証券会社等で受理又は取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

第4章 単元未満株式の買取り

第11条（買取請求の方法）

単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を經由して行うものとする。

第12条（買取価格の決定）

- ① 単元未満株式の買取単価は、前条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。
- ② 前項による買取単価に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

第13条（買取代金の支払）

- ① 本会社は、前条により算出された買取価格から第22条に定める手数料を差し引いた額（以下買取代金という）を、本会社が別途定めた場合を除き、買取価格の決定日の翌日から起算して4営業日目に、買取請求者に支払う。
- ② 前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに支払う。

第14条（買取株式の移転）

買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払手続を完了した日に本会社の口座に振り替えられるものとする。